

湘南西部住宅管理組合役員選挙細則

(自 的)

第1条 この細則は、湘南西部住宅管理組合同規約(以下「規約」という)第34条に基づき、役員選挙が組合員の自由に表明された意思によって、公正かつ民主的に行なわれることを目的とする。

(役員の数)

第2条 規約第32条の定めに基づき、理事等は2棟または3棟から1名ずつ14名選出するものとする。(昭和54年5月27日より施行)

2 監事については、全棟から2名を選出するものとする。

(選挙権および被選挙権):

第3条 規約第26条に定める議決権を有する組合員は、選挙権および被選挙権を有する。

(選挙管理委員会)

第4条 選挙は選挙管理委員会がこれにあたる。

2 選挙管理委員会は、棟ごとに1名ずつ互選により選ばれた選挙管理委員により構成する。

3 選挙管理委員の任期は10月1日から翌年9月30日までの1年とする。

4 前条の規定にかかわらず、選挙管理委員はその任期中、被選挙権を有しない。

(選挙日程と公示)

第5条 役員の任期が満了する30日以前に選挙期日を公示する。

2 公示の日より7日間、立候補の受付を行なう。

3 理事の立候補者数が定数に満たないときは、選挙管理委員会は、直ちに役員推せん委員を指名し、役員推せん委員会は立候補受付しめきり後の7日以内に適切な候補者を推せんし、立候補を要請するものとする。

4 監事の立候補者が定数に満たないときは、現役員の中から理事会の推せんにより選出するものとする。

5 選挙管理委員会は、立候補受付しめきり後、すべての立候補者数が定員以上となったとき、候補者名を少なくとも3日間公示する。

(選挙方法)

第6条 投票は無記名で、理事および監事につきそれぞれ行なう。

2 立候補者数が、選出すべき役員数と同じときは、信任投票を行なう。

(当選者の決定)

第7条 当選者の決定は得票順による。

2 候補者の得票が同数となり、前項によるとき、当選者数が役員定数をこえるときは、当該候補者につき決選投票を行なって当選者を決定する。

3 信任投票においては、議決権数の過半数をこえる信任票を得た候補者を当選者とする。

(再選挙)

第8条 投票総数が議決権数の過半数に満たないときは、当該選挙は無効とし再選を行なう。

2 当選者の数が役員定数に満たないときは、当該役員につき、定数に満たない不足数について再選を行なう。

(当選者の公示)

第9条 投票終了後、開票は選挙管理委員会が行ない、直ちに当選者の公示を行なう。

(補欠選挙)

第10条 規約第35条第2項に基づき、役員に欠員を生じたときは、本選挙に準じて当該棟の組合員による補欠選挙を行なう。(昭和55年4月1日より施行) 選出された補欠役員は、理事会の承認を得るものとする。

(その他)

第11条 選挙管理委員会は、本細則のほか必要事項について別に定めることができる。

(附則)

この細則は、昭和53年4月1日から施行し、昭和54年度の役員選挙から適用する。

2. この細則の一部改正に伴い、第2条第1項中一部削除および第6条第2項を全文削除し第3項を第2項に繰上げる。昭和54年5月27日から施行する。
3. この細則の一部改正に伴い、現細則第10条を第11条に繰下げる。昭和55年4月1日から施行する。
4. この細則の一部改正は、平成22年6月1日から施行する。